

行政書士ほっかいどう

1996.3. NO.213



<写真はチューリップ>

目 次

<業務基礎講座シリーズNo.1>

日和見教授の法律講座（遺言）……………2

平成7年度社労税務経営関係業務指導者

研修会の概要（業務研修部理事鎌田節子）7

「行政書士基礎講座」のご案内……………10

遺族褒章を受彰して（札幌支部葛西 彰）…11

<業務資料>

・宗教法人法の一部を改正する法律……………12

フォーラムin札幌'96……………13

お知らせ……………15

平成7年度行政書士試験について……………17

平成6年分年計報告の分析結果……………19

幹旋物価格表（会員専用）……………24

本会の主要行事・支部のうごき……………26

表紙のことは／総会日程について／

ごせい去／編集後記……………28



北海道行政書士会

日和見教授の法律講座

第1回 相続の基礎—遺言

諸君、お初にお目にかかります。我輩は「ドクトル日和見（日和見教授）」であります。いやいや、偉そうに切り出したけど、まあ、気楽にしてください。この度、編集委員会からのたつての要請により、行政書士の皆様のために、法律基礎講座なるものを会報に掲載することになりました。行政書士は別名「町の法律家」とも呼ばれるとおり、その業務に関して法律の知識がとて重要であります。専門家である皆様にとっては釈迦に説法であるかもしれませんが、この講座が皆様の業務に少しでも役にたつことがあれば幸いに思います。

第1章 夜明け

1. この世とあの世は地続きだ！

人が死んだらどうなるのでしょうか？。魂が肉体から離れて「霊界」へと上っていくのでしょうか？人はこの世に生を受け、成長し、日々の生活を送り、人を愛し、子を産み、育て、そして死んでいく。人類はこの輪廻を営々として繰り返してきました。ただ、はっきりしているのは、生あるものは必ず死ぬということです。これは逃れることのできない、人間にとっての、果ては生物にとっての宿命であります。さて、この厳粛な生と死の営みについては、丹波哲朗先生にお任せすることにして、話を法の世界に戻しましょう。トラは死んで皮を残し、人は死んで「カネ」残す（？）。そうです、人は死んでもなかなか素直に成仏させてもらえません。この世に残した情念とも言うべき財産関係の整理が残っているのです。これがいわゆる相続の問題です。

2. この世にし残したこと

人間は誰も自分の「死」というものについて、生きている間は無関心あるいは敢えて考えないようにしているものです。従って、自分が現在持っている財産を自分の死後どの様に使いまたは処分するのかについてはまったくといってよほど無頓着なものです。そして、いざ死んでから慌てることになるのですが、これでは後の祭り、自分自身ではどうしようもありません。もちろん、世

の中この様なおめでたい人ばかりではなく、ちゃんと生きている間に自分の財産の使いみちを決めている人もいます。これを「遺言」といいます。そこで民法は、この遺言は本人の意思の表明であるとして、残された財産の処分方法として第一順位の優先権を与えたのです。

3. 未練の後始末

では、遺言を残していない場合はどうなるのでしょうか？この場合にも、民法は、死者がこの世に未練を残さず迷わず成仏できる様にちゃんと手を打っていますからご安心下さい。この様な場合に、残った者同志が争いを起こさないように、民法はその配分の方法を定めているのです。これを「法定相続分」といいます。では、以下において説明することにしましょう。

第2章 遺言

1. 遺言とは何？

ところで皆さん、「遺言」とは一体なんでしょうか。え？「先立つ不幸をお許し下さい…」というやつでしょうって？それは「遺書」だよ。もう、本当にしっかりして下さいよ、「遺書」と「遺言」とはえらい違いですよ。

遺言とは、前述のとおり、自分が死んだ後の、財産その他の処置について指図することを言い、そしてそれが書かれた書面のことを遺言書と言います。そして、遺言が効力を発生させるときには当の本人はこの世には存在しないわけですから、

その作成には厳格な方式が法定されていて（様式行為）、方式に违背した遺言は無効です（民法960条）。ですから、遺言を作成するに当たってはその方式をしっかりとマスターしておくことが必要でしょう。

2. 遺言の種類

ところで、遺言には大きく分けて「普通方式」と呼ばれるものと「特別方式」と呼ばれるものがあります。「特別方式」には、一般危急時遺言・難船危急時遺言・伝染病隔離者遺言・在船者遺言の4種類があります（民法967条）。しかし、このような遺言が実際になされることはまれでしょう。だって、船が沈没しかかっているときに、遺言なんかをする暇があったら、とっとと逃げたほうが早いと言われそうですし、そんな緊急時に遺言のことまで気が回らないのが実情じゃないのかとも思われます。まあ、そんなことはともかくとして、以下においては「普通方式」の遺言を中心に解説します。

3. 遺言能力

ところで皆さんは、遺言を書いたことがありますか？ほとんどの方は書いたことがないと答えるでしょう。でも、転ばぬ先のつえということもありますから、ぜひ書いてみて下さい。え？「いつから遺言が書けるか」ですって？皆さんは当然書けますよ。なぜなら、遺言は満15才になったら書けるのです（民法961条）。もちろん禁治産者も本心に復してさえいれば（宣告の取消前であっても）医師2名以上の立会のもとで有効に遺言をすることができます。そして、遺言は単独の意思表示が確保されるものでなければならず、さらに各自が自由に撤回できないという不都合が生じるから、共同遺言は禁止されています（民法975条）。ただし、夫婦が同一用紙にまったく独立の自筆証書遺言を書いた場合や、両人の別々の自筆証書遺言が同一の封筒に入っている場合には、共同遺言とは言えないので、最後まで（最後だけ？）仲良くしたければそのようにして下さっても結構でしょう。

4. 普通方式の遺言

普通方式の遺言には、「自筆証書遺言」「秘密証書遺言」「公正証書遺言」の3種類があります。それぞれに一長一短がありますが、とりあえずどういうものかを説明しましょう。

(1) 自筆証書遺言（民法968条）

① 用紙を用意する。

用紙に関しては特に限定はないが、長期の保存に耐えうるものが望ましいのは当然でしょう。場合にもよりますが、チリ紙は避けたほうが無難でしょう。もちろん「砂」に書いてもだめです。砂に書くのはラブレターと決まっていますから。用紙が数枚になっても、一通の遺言書であることが確認できるかぎり契印や編綴は不要です（判例）。

② 全文（内容、日付、氏名）を自書する。

遺言者の意思が明確に表示されれば、どのような表現でも構いません。文字も外国文字、略字、速記文字でも良いです。しかし、代筆やタイプライター、ワープロ、点字機を用いたものは自筆証書とはならないので注意して下さい。

③ 遺言書の作成年月日を自書する。

日付のない遺言書や年月日だけで日の記載のない遺言書は無効となります（判例）ので注意して下さい。日付は必ずしも遺言書自体に自書しなくても、これを封筒に入れ、封印の上、その封筒に自書しても構いません（判例）。

④ 氏名を自書する。

本人が明確に示されれば「姓」だけでも構いません。さらに、通称、ペンネーム、芸名でも本人との同一性が示されれば構いません。

⑤ 遺言書に押印する。

押印は遺言者自身の印であることが必要です。判例は、遺言者が病弱甚だしく、病床の側にいた者が遺言者の依頼を受けてその面前で押印した場合は有効な押印であるとしています。印は実印でなくとも認印、さらに拇印でも良いです（判例）。しかし、実印を押印

し印鑑証明書を添付しておけば完璧でしょう
(後くされがないという意味)。

以上が自筆証書遺言の作成ポイントです。

(2) 公正証書遺言 (民法969条)

① 証人2人以上の立会があること。

証人には次の者選はなることができないので注意して下さい。まず、①無能力者(未成年者・禁治産者・準禁治産者)、②推定相続人、受遺者・その配偶者及び直系血族、③公証人の配偶者・四親等内の親族・書記・雇人。証人は遺言作成手続き中、最初から最後まで立会っていることが必要ですから、時間と忍耐力のある人を選任することが望ましいでしょう。もちろん口の固い人を選ぶことも忘れずに。

② 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授する。

「口授」とは、遺言の内容を直接公証人に対して口述することです。

③ 公証人が、遺言者の口述を筆記し、遺言者及び証人に読み聞かせる。

④ 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し押印する。

遺言者が署名できないときは、公証人がその事由を付記して署名に代えうる。

⑤ 公証人が、その証書が法定の方式に従ったものであることを附記して、署名押印する。

(3) 秘密証書遺言 (民法970条)

① 遺言者が、遺言書を作成し、証書に署名・押印する。

この場合は、代書・タイプ・点字機でも良いです。

② 遺言者がその証書を封じ、証書に用いた印章で封印をする。

③ 遺言者が公証人1人及び証人2人以上の前に封書を提出し、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名・住所を申述する。

④ 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封書に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、押印する。

ところで、秘密証書遺言としての方式に違

背があり、秘密証書遺言としては無効であるが、自筆証書遺言としての方式をすべて具備する場合には自筆証書遺言として有効です(民法971条)。

以上が普通方式の遺言の要件です。問題はどの遺言の方式を選ぶかですが、前述のとおり一長一短があるので、ちょっと説明します。まず、公正証書遺言は、公証人というプロが作成するという意味で、その存在と内容が明確でありうるが、証人が信用のおける人でなければ、遺言の存在やその内容が漏れる恐れがあります。そして、手続きが複雑で費用もかかるという短所があります。秘密証書遺言は、内容を秘密にしておけることができるが、少なくとも遺言をしたという事実が証人の口から「ばれる」かもしれない、公正証書遺言と同様に手続きが複雑で費用もかかり、検認が必要となります。これに対して、自筆証書遺言は、手続きが簡単であり、費用もかからず、ましてや証人の口からバラバラしゃべられる恐れもありません。しかし、遺言書の滅失・偽造・変造の恐れがあり、家庭裁判所の検認が必要であるという短所があります。特に、愛人に遺産を与えるなどという内容の遺言書は家族の手によって闇に葬られる危険性がありますので、その保管には十分気をつける必要があるでしょう。これはほんの老婆心から出たことですが。

5. 遺言の効力

遺言の成立時期は、遺言書の作成のときですが、その効力発生の時期は、原則として遺言者の死亡時です(民法985条)。停止条件を付けることのできる事項について停止条件付の遺言をしたときは、条件が成就したときから発生します(同条2項)。この場合、効力の発生を遡及させることもできます(民法127条3項)。

6. 遺言の執行

さて、遺言の効力が無事に(?)発生した場合、いかにしてその内容を実現するのでしょうか。もちろん遺言者本人はその頃にははるか西の空を飛

んでいるのでしょから、自分で実現することは不可能です。ましてや本人がふらっとやって来て自分で手続を進めたら、びっくりしちゃいますよね。遺言の内容が相続分の指定などであれば、その遺言は相続開始とともに当然にその内容が実現されるので、特にその内容を実現するための行為は必要ではありません。しかし、遺言の内容によっては遺言の効力が発生した後にその内容を実現するための手続が必要であり、これを遺言の執行といいます。では、誰が遺言を執行するのかというと、遺贈の場合には相続人が履行しても構いませんが、相続人の利害と反することが多いので、相続人とは別に執行者を定めることが多いです。さらに、子の認知（民法781条2項）、相続人の廃除及びその取消（民法893条・894条）の場合には、遺言執行者を設けることになっています。

(1) 遺言執行の準備手続

① 検認

まず、公正証書以外の遺言は、遺言の保管者は相続開始を知ったとき、保管者なきときは遺言を発見した相続人が、遅滞なく家庭裁判所に提出しなければなりません（民法1004条1項）。そして家庭裁判所が、提出された遺言書の方式に対する一切を検認するわけですが、これは遺言書の現状をありのまま確認するだけで、遺言書の内容に関してその有効無効を判定するものではないので、一度検認を受けた遺言書の効力を後で争うことはできますので安心して下さい。公正証書遺言は、公証人役場に保存され、偽造変造のおそれがないから検認は不要です。

② 開封

封印のある遺言書は、家庭裁判所において、検認の前に相続人またはその代理人の立会いの下でなければ、開封することはできません。（民法1004条3項）。

③ 検認のための提出を怠ったり、検認を受けずに執行したり、家庭裁判所外で開封した場合には5万円以下の過料に処せられる（民法1005条）ことになりますから十分に注意して下さい。

(2) 遺言執行者

遺言執行の目的のために特に選任された者を遺言執行者といいます。遺言の内容が認知・相続人の廃除及びその取消の場合または遺言の執行が相続人の利益に反するような場合には、他の者に執行させたほうが良い。そこで、遺言者は遺言で、1人または数人の遺言執行者を指定したり、その指定を第三者に委託することができます（民法1006条1項）。ところが、遺言執行者を必要とするにもかかわらず、遺言者がこれを指定していなかったり、指定または指定の委託があったが、委託を受けた者が辞退したり、指定された者が就職を拒否したような場合、あるいは遺言執行者が死亡、禁治産、準禁治産、破産または解任などによってなくなったときは、利害関係人の請求によって家庭裁判所がこれを選任することになります。（民法1010条）。

7. 遺言の撤回

ところで、遺言書を作成したが、遺贈をした相手がコロッと態度が変わったような場合にはどうしたら良いのでしょうか。大丈夫です。実は、遺言は自由に撤回できるのです（民法1022条）。これは遺言成立時から効力発生時までの間であれば、理由の如何を問わずまったく自由に撤回できますから安心して下さい。ただし、この撤回は遺言の方式で行う必要があります。要するに別の遺言を作成して、その中で「～という前の遺言は撤回する」遺言をすればいいのです。さらに、後遺言優先の原則により、前の遺言と抵触する遺言を作成した場合や抵触する処分行為をした場合には、前の遺言を撤回したものとみなされるのです（民法1023条）。もちろん、公正証書遺言を後に自筆証書遺言で取り消すこともできます。どうです、安心したでしょう。

8. 遺留分

ところで、余り大きな声では言えませんが、皆様の中には、長年連れ添った奥様よりも、お金のためとはいえ親身に面倒を見てくれる若い愛人に

遺産をぜんぶ譲りたいなあと思っている人がいらっしゃるかもしれませんが、残念ながらそのようなことはできないことになっているんです。実は、皆様が働いて稼いだ財産も奥様の協力があったの賜物ということで、自分の死後における妻子の生活を犠牲にしてまで、自由に他人に遺贈しても構わないというわけにはいかないのです。したがって、遺言者の財産処分の自由に一定割合額の制限を設けて、その割合額だけは相続人へのこしておかなければなりません。これを遺留分といいます。

そこで、この遺留分を有する者（遺留分権者）は、兄弟姉妹を除く法定相続人すなわち配偶者、子、直系尊属です（民法1028条）。胎児も生きて生まれれば遺留分を持ちます（民法886条）。そして、その割合は直系尊属のみが相続人であるときは3分の1で、その他の場合には2分の1です。ということは、皆様に奥さんとお子さんがいる場合には、全財産の2分の1は相続人に遺留分として残し、残った半分を愛人でも何でも好きな人に遺贈でも贈与でもすればいいのです。

もし、遺言者がこの遺留分を無視して愛人などに遺贈をした場合にはどうなるのでしょうか。この場合にはこの遺贈が直ちに無効となるのではなく、遺留分を侵害された相続人から、その愛人に対して、侵害された分の返還を請求することにな

ります。これを遺留分滅殺請求といいます。これは裁判で行っても良いですし、相手方に対する意思表示によってもなすことができます（判例）。しかし、この遺留分滅殺請求権は、相続があったことを知ったときから1年経過したとき、または相続開始から10年経過すれば時効によって消滅してしまいます（民法1042条）。

さて、どうですか、みなさん。以上で遺言に関する基礎的なことを説明してきましたが、そろそろ遺言を書きたくなってきたのではないですか。遺言を作成するのは決して難しいことではありません、ましてや自筆証書遺言は。そして、今後は遺言を作ろうと考える人が多くなると思います。従って、この方面での行政書士の仕事もますます増えるものと期待されます。皆さんもこれを機会により一層の研鑽を積み遺言（相続）のエキスパートになれることを期待します。それから、くれぐれもお体に気をつけて下さい。遺言書を作る前に、気がいたらお花畑の中を歩いているはめになるといけないですから。それでは、今回は「相続」についてお話しします。

それから、もし街で私を見かけたら、気軽に「ムッシュー」と声をかけて下さい。でも、もし私が見目麗しきご婦人との道行きでしたら、そっと目くばせだけにとどめてください。ではまた。懐かしのバリを思いつつ…

遺言書

私の亡きあと相続人間で争い起すやねよう左記のとおり遺言す。

記

一、相続分を左記のとおりそれぞれ指定す。

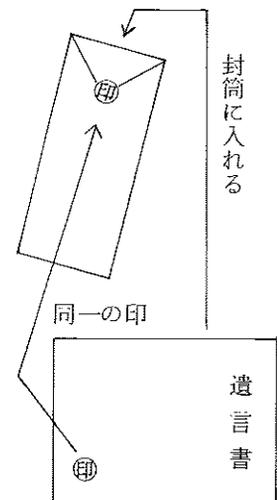
(一) 妻日和見洋美に全体の二分の一
 (二) 長男日和見義晃に全体の六分の一
 (三) 長女日和見和子に全体の六分の一
 (四) 受入菅野幸志に全体の六分の一

二、遺言執行者と左記の者に指定す。

 河上 調 停
 札幌市中央区北一条西七丁目一番地
 昭和二十七年十月十九日生

平成八年四月一日
 札幌市中央区大通西四丁目四番地
 遺言者 日和見 茂人 印
 昭和十年一月一日生

(自筆遺言証書のサンプル)



秘密証書遺言方式

平成7年度社労税務経営関係 業務指導者研修会の概要

業務研修部理事 鎌田節子

日 時	平成7年12月6日(水) 午後1時～午後5時 同 12月7日(木) 午前10時～正午まで
会 場	日本行政書士会連合会
科目・講師	(1) 事業革新法について 通商産業省産業政策局産業構造課 課長補佐 新川達也 氏 永田 基 氏 (2) 著作権の登録 文化庁文化部著作権課 事務官 中里英明 氏 (3) 労働保険事務組合制度について 労働大臣官房労働保険徴収課 指導係長 長岡 浩 氏

上記のとおり開講式の後、受講致しました。この詳細については後日「日本行政」に掲載されることとなっており、これを業務資料として活用されることと思いますが、概略については次のとおりであります。

(1) 事業革新法について

平成7年法律第61号
(特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法) 受講者 54名

本法は、平成7年3月11日(1995)に成立し、同7年4月1日に施行され、同14年6月30日(2002)までの時限措置となっております。「事業革新法のねらい」

本法は、内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化の影響を受けている業種(特定業種)に属する事業者(特定事業者)が行う、事業革新の円滑化をねらいとするものです。

事業革新を円滑化するために、税制面、金銭面での支援措置をはじめとして、内外価格差、取引慣行等に関する情報提供、工場立地に関する配慮、公正取引委員会との調整、雇用の安定対策、大学等との連携協力など幅広い措置が講じられております。

(現在までに認定されたものは100件近くあり、問い合わせも増えているので、今後も増加することが予測される。税制面金融面の支援件数が90%を占めている)

近年、(1990年頃から)海外投資は急激な進展を示し、国内産業はマイナス進展の一途を辿り、産業の空洞化の懸念が強まり、その防止の為に出来た法律である。

日本は高コスト供給構造になっている為、このまま続くと既存産業は成熟しきっており、企業意欲の減退、生産額、就労者数ともマイナス方向で、新規開業率は減少し、廃業率も増加となり、当然技術開発の停滞も1989年をピークに減り続け、1992年から急激にマイナスになり、失業率も32%と過去最高となるなど、暗い将来しか見えてこない。

「目的」 産業の空洞化防止の為に作られた法律であり、事業者が新たな生産方式の導入や新たな商品の導入をする場合に生かすこと。

「主務大臣」 農林水産、運輸、厚生、その他文部、労働大臣の協力規定がある。

「範囲」 大企業から個人企業までの広範囲

「業種」 当初165業種、現在200業種の特定事業者およびその活用事業者

鉄鋼・科学・繊維・自動車・家電・製紙・非金属・コンピューター・自動車卸売及び小売業等（製造業が3～4割を占める）

（活用事業者とは、事業革新計画の承認を受けた特定事業者がその事業革新等の努力によっても活用することができない従業員の知識及び技能、設備、技術を受け入れて国内において活用する事業者）

（例）鉄鋼メーカーがこれをする場合、通常の設備等で人が余った時、コンピューターメーカーが引受け、自分の生産ラインに使用する等。

「手続」 業種、事業者、事業革新計画を作り認定をうける。

（新商品の生産開発、新生産方式の導入、新取引方法の導入、これを共同で行う場合も含む）外資系の企業でも可。

事業革新計画の作り方、要件、添付、添付書類等あり（詳細は参考書で）

「認定の時期」 申請後ヒアリング（電話の場合もある）をし、審査（この間2～3週間）その後認定まで2～3週間

「窓口」 本店のある通商産業局 認定を受けたい業種別の窓口

「その他」 1. 設備を入れる際、税制面で、他の制度と併せての支援は受けられない。（いずれかを選択する）

2. 自社で複数の事業、又他社と共同で行う場合でも事業革新計画は一本化すること。

3. 認定後の有効期限はない。（但し、7年間の法律）

尚、資産の買換え特例は3年、試験研究費の税額控除は3事業年度設

備投資減税は5年、登録免許税は1年等個別に決められている。

4. 参考図書 事業革新法の解説（通商産業調査会出版）

(2) 著作権の登録

昭和45年法律第48号

現行著作権法は昭和46年1月1日に施行されており、いわゆる知的所有権（無体財産権）には

①著作権（著作隣接権を含む）と ②工業所有権 ③その他（半導体集積回路配置図に関する権利、不正競争防止法など）があり、②と③は物的産業的なものであり、著作権は精神的分野の権利であります。本講義に対する関心が高く、一般会員の受講者も加わり、全88名となりました。本法の内容の講義に始まり、登録の種類に応じた申請時の留意点について指導されました。

（目的）

第1条 この法律は、著作権並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作権者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

施行以来、科学技術の発展普及は著しく、著作物のコピー機器の開発、普及と利用形態が多様化し、誰でもコピーできるようになり、書籍、レコード等の著作権や業者の権利の侵害がおきている上、コンピュータープログラムやデータベース等新たな形の精神的創作物がコピー利用される問題も起きている。

「著作物の定義」 著作物とは、法律上「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（法2-1-1）

「登録の種類」 各々申請様式が異なる（登録しないと権利は発生しない）

1. 実名の登録 (法75)
 2. 第一発行年月日又は第一公表年月日の登録 (法76)
 3. 創作年月日の登録 (法76-2)
 4. 著作権、著作隣接権の移転等の登録 (法77)
 5. 出版権の設定等の登録 (法88)
- 「処理期間」 現在は、およそ申請から受理又は
不受理までは6カ月以内
- 「保護期間」 実演を行った時、音を固定した時、
放送や有線放送を行った時から50年
(法101)

「登録の問い合わせ先」

○著作権全般(プログラムの著作物除く) = 文化庁文化庁著作権課

○プログラムの著作物 = (財)ソフトウェア情報センター

* インターネットに対しては多くの問題があり、
現段階ではマルチメディア小委員会で検討中である。
尚、著作権に関する参考図書は各出版社から
出ております。

(3) 労働保険事務組合制度について

受講者 54名

根拠法は労働保険の保険料の徴収に関する法律の制度で現在は昭和47年施行のもので運用されている。

「経緯」 昭和33年法改正により失業保険事務組合制度が発足し、同47年には雇用・労災の両保険を一体不可分として徴収を図る為に施行され、従前からの両保険事務組合は移行認可され、今日に至っております。

本講義は次の各項目に従い制度の内容について行われました。実務に関しては参考図書も多く、認可申請時、窓口の資料等で指導が受けられる。概略については下記のとおりであります。

1. 「労働保険事務組合制度の趣旨」

事業主が行うべき労働保険事務を労働大臣から労働保険事務組合(以下「事務組合という。’)として認可された事業主の団体等に委託して、労働保険料の納付や労働保険の各種届出等を行うことができることとし、中小事業の事務処理面の負担の軽減を図るとともに労働保険の適用の促進を図ろうとするものである。

2. 「労働保険事務組合制度の定義」 (法33-1、法33-2、則58)

事務組合の認可を受けたことによって全く新しい団体が設立されるわけではなく、既存の専門士の団体等がその事業の一貫として事業主が処理すべき労働保険事務を代理して処理するものであって、事務組合たる団体等の組織は当該既存の団体等のそれと同一である。

3. 「委託事務の範囲」 (法33-1)

事業主が行うべき「労働保険料の納付その他労働保険に関する事項」全てである。ただし、労災保険の給付等の請求事務、雇用三事業等の助成事業はできない。

4. 「委託事業主の範囲」 (法33-1、則58)

使用する労働者数が、金融、保険、サービス、小売業等は50人以下、卸売業は100人以下、それ以外は300人以下

5. 「事務組合の責任」 (法35)

労働保険料その他の徴収金の納付責任、追徴金又は延滞金の納付責任、事務組合が納付すべき徴収金について事業主からの徴収、不正受給等に関する責任

6. 「事務組合及び事業主への通知」 (法34)

7. 「認可の所掌」 (法-33-2、令6-1-3、令6-2-3、則1-2)

①都道府県労働基準局長 ②都道府県知事

8. 「認可の申請」 (則59-1)

① 労働基準監督署長經由し都道府県労働基準局長

② 公共職業安定所長経由し都道府県知事

ならない。

9. 「認可基準」 (法33の団体であること)

以上

団体等の性格、財産基盤、事務処理体制、労働
保険事務処理規約、委託事業の地理的範囲等審査

10. 「業務の廃止」 (法33-3)

廃止する60日前までに届出

11. 「認可の取消」 (法33-4)

本法に違反したとき

12. 「その他」 今後の方向として、現段階では
規制緩和は考えていない。

認可された団体加入者の減少は廃止の対象とは

上記三科目については建設業、相続、法人関係
等といった頻度の高い一般業務とは、異なった分
野であります。新たにスタートした事業革新法、
中でも著作権に関して巷では弁理士の独占業務と
勘違いされているようで、他の業務と併せて行政
書士業務のPRをするとともに、いずれの業務も
今後に向けて業務開拓の契機になれば幸いと思
います。

新入会員の皆様へ

『行政書士基礎講座』のご案内

ご入会おめでとうございます。

皆様方におかれましては、今後業務に精進され、行政書士の業域の拡大、
行政書士制度の発展に寄与されますよう、祈念しております。

日本行政書士会連合会では、各種の研修制度の充実をはかっております。
平成8年度につきましては、次のような新入会員向け講座を
予定しておりますので、奮ってご参加ください。

平成8年度『行政書士基礎講座』の予定

- ◆日程 2日間 【1日目 13:00~17:00】
【2日目 9:00~15:00】
- ◆開催地・開催日 仙台【9/18・19】
大阪【10/2・3】
東京【10/8・9】
- ◆受講料 12,000円
- ◆講師 大学教授 弁護士 当会役員他
- ◆科目 行政書士法と関係法令 行政書士の業務分野
書類作成の基礎知識 パソコンの活用方法
平板測量・作図の方法 報酬額の算定方法等

詳細については、月刊「日本行政」7月号に告知されますので
それをご覧のうえ、お申込みください。

日本行政書士会連合会
企画開発部

遺族褒章を受章して

札幌支部 葛西 彰

昨年、暮れもおし迫った12月25日、日本行政書士会会館において、住吉連合会長より、北海道行政書士会日向寺会長に介添えを頂き、無事遺族褒章を受章して参りました。昨秋、内示がありましたので、父義雄が存命であれば、天皇陛下ご拝謁のもと、内閣総理大臣より黄授褒章受章の栄に浴したことを考えれば、残念なことではありますが、日向寺会長の御尽力により、私共遺族に対してまで、褒章が頂けたことは、本当にありがたく厚く御礼を申しあげる次第です。遺族にとって悲しみを癒すとともに、父への恩情を新たに感じる機会となりました。

改めて、父がお世話になった歴代北海道行政書士会役員の皆様、各地支部長をはじめとする役員の皆様に対しまして深甚なる感謝の言葉を申し上げたいと存じます。

早いもので、父が亡くなってから4ヶ月が過ぎました。父が行政書士となったころの不安な毎日、「今日も一人もお客さんが来なかった」となげく父に対し、「明日は来てくれますよ」と明るく母が応対していたことを聞かされ、男子が決めた道を、なんとか守りぬき、生涯行政書士をまっとうすることができたことを故人はきっと誇りにしているものと考えます。

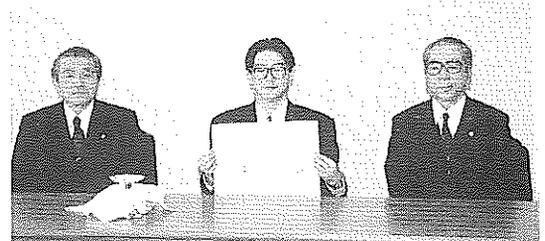
またその間、父が出会った多くの仲間の先生方が、心の支えであるとともに父にとってどれほど大切な方々であったかを知りました。

酒も飲まぬのに、時には洒脱なところもあったと聞かされますが、仕事には厳しい人でした。駆け出しの私には、手をとって教えることはなく、「仕事は盗め、自分で覚えろ」と言うだけでした。どうしてもわからず、陸運支局の窓口に聞きに行くと「お父さんに教えてもらったら」と不思議がられもしました。

でも、今考えてみると、仕事を自分のものにす

るということは、そしてその早道は本人自身が苦勞するしかないものであり、結果として最良の方法だったのです。

故に、父から褒められた記憶は一度もなく、「まだまだだ」と言われるばかりでした。私もこれから先、生涯行政書士を目指して同じ道を歩む決心をしておりますが、いつも父が言っていた「まだまだだ」を今度は自分で自分に言い聞かせながら、父の求めていたものを求めて頑張っていきたいと受章を機に決意を新たにしています。



宗教法人法の一部を改正する法律 (法律第134号)(文部省)

◇宗教法人法の一部を改正する法律(法律第一三四号)(文部省)

- 1 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とすることとした。(第五条関係)
- 2 宗教法人が作成し、事務所に備えなければならない書類として収支計算書を加えるとともに、備付け書類のうち一定の書類の写しを所轄庁に毎会計年度終了四月以内に提出しなければならないこととした。(第二五条関係)
- 3 宗教法人は、信者その他の利害関係人であって、事務所備付け書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、当該閲覧請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、閲覧させなければならないこととした。(第二五条関係)
- 4 宗教法人審議会の委員数を一〇人以上二〇人以内とすることとした。(第七二条関係)
- 5 所轄庁は、宗教法人について、次の事由に該当する疑いがあるとみとめるときは、宗教法人に対し、業務等の管理運営に関する事項に関し、報告を求め、又は職員に質問させることができるこ

とし、職員が質問するために宗教法人の施設に立ち入るときは、宗教法人の代表役員等の関係者の同意を得なければならないこととした。この場合においては、所轄庁が文部大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会に諮問して意見を聞かなければならないこととした。(第七八条の二関係)

- (一) 収益事業により得た収入を当該宗教法人等のために使用していないこと。
- (二) 宗教法人が認証時において宗教団体としての要件を欠いていたこと。

(三) (二)の場合のほか、宗教法人について解散命令の事由があること。

- 6 その他経過措置等所要の措置を講ずることとした。
- 7 この法律は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、所轄庁が都道府県知事である宗教法人が他の都道府県内に境内建物を備えている旨の文部大臣への届出等については、公布の日から施行することとした。

1996年(平成8年)2月7日(水曜日) 夕刊 青森 新聞

無資格行政書士を書類送検

福岡県中間市の元事務代行会社経営者五三が行政書士の資格がないのに書類作成や提出の依頼を受け、報酬を得たとして、同県行政書士会から告発されていた事件で、興産生活経済課と八幡西区は七日、この元経営者を行政書士法違反容疑で福岡地検小倉支部に書類送検した。無資格で不法に得た利益は約一億七千万円に上るといふ。

調べによると、元経営者は行政書士の資格がないのに、昨年一月上旬から七月下旬にかけて、北九州市門司区内の興産会社など三社から依頼を受け、鶴股業の許可更新申請書など官公署に提出する書類八通を作成、計約二十七万円の報酬を得た疑い。

元経営者は一九八六年、北九州市八幡西区に会社を設立。当初行政書士の資格保有者を雇っていたが、九三年三月に資格保有者が辞職後も北九州市内の会社など四百社以上からの依頼を受けていたといふ。

(福岡県行政書士会
会長 馬良信)

フォーラム in 札幌 '96

『時計台にシンクタンク』

会 員 各 位

主催 全国建設関係行政書士協議会
後援 北海道建設関係行政書士協議会
後援 北海道建設新聞社
後援 日刊建設通信新聞社
フォーラム in 札幌 '96実行委員会

ご 案 内

陽春の候、各位にはご健勝のことと存じます。
今般北の都札幌に於いてフォーラムを開催致すことになりました。

既にご承知の通り情報の伝達手段は日進月歩であり、我々の業務もOA化し時代に対応した体制を整備する必要があると考えます。今般は建設省大臣官房より菊川調整官、全国建設21の会より山崎代表をお迎えしての、講演会、又活発に発言を頂く分科会、懇親会等を企画しております。建設関係業務に於いて時代の先端を追求し、親睦を深めて頂きたく、ご友人等お誘いの上ご参加賜りますよう謹んでご案内申し上げます。

記

1. 日 時 平成8年4月12日(金)～13日(土)
2. 会 場 京王プラザホテル札幌 3階 雅の間
電話 (011) 271-0111
〒060札幌市中央区北5条西7丁目
(札幌駅より徒歩4分)
3. 申 込 平成8年4月5日まで 別紙申込書
に記入の上実行委員会事務局に
FAXでも郵送も可
4. 参加費 宿泊者 金3万円 非宿泊者2万円
参加費は4月5日まで振込み下さい
北海道銀行東札幌支店
普通 口座番号0712349 全国建設
関係行政書士協議会
フォーラムイン札幌実行委員会 会計 武田弘子

日 程

第1日目【4月12日】(金)京王プラザホテル札幌 3階 雅の間	
受付開始Checkin	12:30-13:00
開会のセレモニー	13:00-13:30
講演 I	13:30-15:30
休憩	15:30-15:40
講演 II	15:40-17:00
連絡その他	17:00-17:15
Free Time	17:15-18:00
懇親パーティー	18:00-20:30

※講演会

- I 建設省大臣官房技術調査室 建設技術調査官
菊川 滋 氏
テーマ 『建設省における建設業の情報化に
関する動向』
- II 全国建設21の会 代表 山崎裕司氏
テーマ 『建設業ベンチャー時代の幕明け』

第2日目【4月13日】(土)京王プラザホテル札幌
3階

分科会	08:30-10:30
全体会(分科会報告等)	10:30-11:15
閉会のセレモニー	11:15-11:30

※分科会(下記の中の1つに参加をお願いします。)

- ① 許可制度について
- ② 経営事項審査について
- ③ 建設業を中心とした事務所の経営について
- ④ 建設業業者に対するコンサルタント業について
- ⑤ 建設業に関する情報化について
- ⑥ 履行ボンドについて

※問い合わせ先

実行委員会事務局 行政書士 板垣 俊夫

〒003 札幌市白石区栄通20丁目2番5号

TEL 011-836-0989 FAX 011-836-0963

[ホテルのシングルルームに限りがありますので、
お早めに申込みをお願いします]

申 込 書

フォーラムイン札幌 '96に参加致します。

ご 芳 名 _____

都道府県名 _____

所 在 地 _____

電 話 番 号 _____

以下については該当するものに○で囲んで下さい。

1. 全国建設関係行政書士協議会会員ですか

会 員

非会員

2. 北海道建設関係行政書士協議会会員ですか

会 員

非会員

3. 宿泊（京王プラザホテル札幌）必要ですか

必 要

不 要

4. 分科会は下記のいずれに所属しますか（ ）に○を

（ ）① 許可制度について

（ ）② 経営事項審査について

（ ）③ 建設業を中心とした事務所の経営について

（ ）④ 建設業業者に対するコンサルタント業について

（ ）⑤ 建設業に関する情報化について

（ ）⑥ 履行ボンドについて

※問い合わせ 実行委員会事務局 行政書士 板垣俊夫

〒003 札幌市白石区栄通20丁目2番5号

TEL 011-836-0989 FAX 011-836-0963

お知らせ

最低資本金未達成に関する通知

北海道行政書士会
総務部長 板垣俊夫

平成8年3月31日をもって、平成3年4月1日から施行された最低資本金制度の猶予期間5年が満了となります。従って、法務大臣は、平成8年4月1日にみなし解散公告を出すものと思われまますので、この日から2ヶ月間の経過期間によって応答日となる平成8年6月1日に、有限会社及び株式会社で、増資又は組織変更をしていない会社は、平成8年6月1日に解散したものとみなされます。

管轄法務局では、下記に記載の通知書をもって、最低資本金に満たない会社へ、ハガキ郵送により通知がなされることとなります。

会員各位におかれましては、顧客からの問い合わせや、相談された場合の参考にしていただきたく掲載致しました。

最低資本金未達成に関する通知

貴社は、平成8年4月1日現在において、商法168条ノ4で定める資本の額又は有限会社法9条で定める資本の総額を満たしていませんので、同日、商法附則5条3項又は同18条3項の規定に基づき、下記のとおり法務大臣の公告がされたことを通知します。

記

登記された資本の額が1000万円に満たない株式会社又は登記された資本の総額が300万円に満たない有限会社は、平成8年5月31日までに、株式会社においては、資本の額を1000万円以上とする変更の登記又は有限会社（資本の額が300万円以上の場合に限る。）、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないとき、また、有限会社においては、資本の総額を300万円以上とする変更の登記又は合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないときは、いずれも平成8年6月1

日に解散したものとみなされる。

ただし、阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律（平成7年法律42号）2条で定める「平成7年1月17日において大阪府及び兵庫県の区域内に登記された本店が所在していた株式会社及び有限会社」を除く。

宅地建物取引業免許の有効期間 の取扱いについて

北海道都市住宅部建設指導課

宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成7年法律第67号）の一部が平成8年4月1日に施行されることにともない、免許の有効期間の取扱いが下記のとおりになるのでお知らせします。

記

1. 新規免許

平成8年4月1日以降に免許申請があり、かつ、平成8年4月1日以降免許されるものから有効期間は5年となる。

なお、北海道（道内に本店を有する大臣免許・知事免許にあっては当該支庁）の受理日をもって免許申請の日とする。

2. 更新免許

平成8年4月1日以降免許の有効期間が満了する者は有効期間は5年となる。

（申請日がいつであるかに関わらない。）

（例）

- ① 更新後の免許の有効期間が平成8年4月1日から始まる者の有効期間は3年（免許日3月31日）
- ② 更新後の免許の有効期間が平成8年4月2日から始まる者の有効期間は5年（免許日4月1日）

3. 現に免許されているものが、自動的に有効期間を延長されることはない。

お知らせ

函 総 第 61 号
平成 8 年 2 月 1 日

北海道行政書士会会長 殿

函館地方法務局長 吉川 明 弘

当局熊石出張所(登記所)の統合による廃止に伴う管轄区域の変更について(依頼)

平素、法務行政について格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当局では行政改革の一環として当局の組織の整理統合を検討して参りましたところ、この度、下記のとおり当局熊石出張所を統合により廃止することになりました。

これに伴い登記管轄区域が変更されることになりましたのでお知らせします。

つきましては、この旨貴管下各機関へお知らせ願いたく併せてお願い申し上げます。

記

1. 統合廃止庁 函館地方法務局熊石出張所
2. 統合受入庁 函館地方法務局江差支局
松山郡江差町字姥神町167番地1
江差地方合同庁舎 2 階
登記管轄区域

松山郡(江差町、上ノ国町、厚沢部町)

爾志郡(乙部町、熊石町)

久遠郡(大成町)

注 ~~~~ 部分は新たに管轄する区域

3. 統合実施年月日 平成 8 年 3 月 25 日(月)
なお、不明な点がありましたら、当局総務課(電話 0138-23-7511)へお尋ねください。

札幌・中央警察署及び西警察署の
所轄区域の変更について(概略)

【 監 察 部 】

札幌中央警察署と札幌西警察署の所轄区域(所轄境界)の一部が、平成 8 年 1 月 1 日から次のように変更になりました。

旧境界は、おおむね西21丁目と西22丁目の境(

さかい)を所轄境界とし、北3条から北10条に至るまでの区間をジグザグに入り組んだ形で走っていましたが、変更後は変更前に比較すると分かりやすくなっています。

区間(南北方向)	所 轄 境 界 (東西方向)
北1条から 北2条まで	西19丁目(中央署側)と 西20丁目(西署側)を境とする
北3条から 北10条まで	西22丁目(中央署側)と 西23丁目(西署側)を境とする
北11条	西20丁目(中央署側)と 西21丁目(西署側)を境とする
北12条から 北15条まで	西19丁目(中央署側)と 西20丁目(西署側)を境とする

北海道在住の外国人の皆さん!

ビザ手続等の相談会を実施します

北海道在住の外国人の皆さん、皆さんの日本滞在の期間の更新や国際結婚によるビザの変更などについての、資格要件や申請書類の作成についてご相談をお受けいたします。

相談会の日時と場所は下記のとおりです。

相談される方の秘密は厳守いたします。なお相談料は無料です。

記

- ★日 時 1996 年 4 月 5 日(金曜日)
午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- ★場 所 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目
札幌 MN ビル 5 F
札幌国際プラザコンベンションホール
- ★相談員 北海道行政書士会所属会員
(英語の通訳者もおります)

ご相談の主な内容

- ・就労、留学ビザの更新や変更
 - ・国際結婚の手続きや配偶者の呼び寄せ
 - ・永住や帰化許可の申請
- などについてご相談をお受けします。

主 催 行政書士札幌出入国事務手続研究会
共 催 財団法人 札幌国際プラザ
連絡先 電 話 (011) 783-3820
FAX (011) 785-2027
行政書士 穂刈事務所まで

平成7年度行政書士試験について

平成7年度の行政書士試験の合格発表が1月中旬に各都道府県ごとに行われました。結果は次のとおりです。

平成7年度 行政書士試験結果

都道府県	申込者数	受験者数	受験率%	合格者数	合格率%	都道府県	申込者数	受験者数	受験率%	合格者数	合格率%
北海道	1,261	1,075	85.2	87	8.1	滋賀県	467	411	88.0	27	6.6
青森県	236	211	89.4	32	15.2	京都府	1,543	1,364	88.4	142	10.4
岩手県	254	204	81.3	21	10.3	大阪府	3,315	2,834	85.5	221	7.8
宮城県	822	674	82.0	30	4.5	兵庫県	1,932	1,656	85.7	171	10.3
秋田県	226	198	87.6	7	3.5	奈良県	645	579	89.8	48	8.3
山形県	289	229	79.2	13	5.7	和歌山県	397	335	84.4	28	8.4
福島県	523	439	83.9	15	3.4	鳥取県	142	118	83.1	10	8.5
茨城県	852	707	83.0	55	7.8	島根県	197	165	83.8	8	4.8
栃木県	622	544	87.5	50	9.2	岡山県	787	689	87.5	76	11.0
群馬県	749	653	87.2	60	9.2	広島県	1,185	988	83.4	104	10.5
新潟県	660	541	82.0	35	6.5	山口県	486	410	84.4	29	7.1
山梨県	338	282	83.4	25	8.9	徳島県	278	217	78.1	23	10.6
長野県	666	566	85.0	35	6.2	香川県	405	338	83.5	22	6.5
埼玉県	2,591	2,211	85.3	217	9.8	愛媛県	526	430	81.7	22	5.1
千葉県	2,214	1,923	86.9	220	11.4	高知県	156	127	81.4	10	7.9
東京都	7,247	6,131	84.6	659	10.7	福岡県	1,667	1,429	85.7	143	10.0
神奈川県	2,977	2,537	85.2	223	8.8	佐賀県	216	177	81.9	7	4.0
富山県	405	335	82.7	29	8.7	長崎県	336	291	86.6	18	6.2
石川県	477	391	82.0	35	9.0	熊本県	420	343	81.7	28	8.2
福井県	267	220	82.4	19	8.6	大分県	257	226	87.9	20	8.8
岐阜県	737	625	84.8	64	10.2	宮崎県	259	220	84.9	18	8.2
静岡県	1,551	1,330	85.8	134	10.1	鹿児島県	401	331	82.5	32	9.7
愛知県	3,371	2,959	87.8	320	10.8	沖縄県	296	246	83.1	32	13.0
三重県	642	529	82.4	57	10.8	合計	46,290	39,438	85.2	3,681	9.3

	申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	受験率(%)	合格率(%)
平成7年度	46,290 (-0.1)	39,438 (-0.9)	3,681 (103.8)	85.2	9.3
平成6年度	46,318 (12.2)	39,781 (11.8)	1,806 (-47.4)	85.9	4.5
平成5年度	41,292 (15.2)	35,581 (16.9)	3,434 (20.0)	86.2	9.7
平成4年度	35,854 (16.7)	30,446 (16.8)	2,861 (-7.5)	84.9	9.4
平成3年度	30,734 (16.0)	26,068 (16.3)	3,092 (24.7)	84.8	11.9

注：() は対前年度比で、単位は%です。

1 平成7年度行政書士試験結果 北海道分

(単位：人)

		全体	札幌	函館	旭川	釧路
出願者数(A)		1261	946	67	132	116
受験者数	一般常識・法令(B)	1075	809	56	114	96
	論述	1066	803	55	112	96
受験率(B/A)		85.25%	85.52%	83.58%	86.36%	82.76%
合格者数(C)		87	76	4	4	3
合格率(C/B)		8.09%	9.39%	7.14%	3.51%	3.13%

2 過去5年間の行政書士試験結果

(単位：人)

	出願者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
6年度	1342	1120	83.46%	44	3.9%
5年度	1596	1365	85.33%	138	10.11%
4年度	1508	1283	85.08%	94	7.33%
3年度	1291	1064	82.42%	102	9.59%
2年度	1040	984	82.62%	78	7.9%

3 その他

- (1) 試験実施日 平成7年10月22日(日)
- (2) 試験地 札幌市、函館市、旭川市、釧路市
- (3) 試験科目 一般常識・法令試験及び論述試験
- (4) 合格発表 8年1月16日(火)

平成6年分年計報告の分析結果

平成6年分の年計報告の提出率は、84.2%になりました。

提出率は平成4年から下降気味ですが、「年計報告」は法改正等に際して、行政書士の職域確保のための、業務量を把握する重要な資料となります。

なお、平成7年分の「年計報告」の提出方ご協力をお願いします。提出期限は3月31日です。

平成2年から平成6年までの年計報告提出状況

年	区分	提出該当者数	提出者数	提出率
2		1,365人	1,189人	87.1%
3		1,370	1,252	91.4
4		1,384	1,242	89.7
5		1,376	1,168	84.9
6		1,372	1,155	84.2

平成6年分年計報告提出者状況調べ

区分	提出義務者	提出者					業務のあった人				業務のなかった人			
		専業	兼業	計A	提出率	前年度提出率	専業	兼業	計B	割合B/A	専業	兼業	計C	割合C/A
札幌	人 550	人 192	人 237	人 429	% 78.0	% 78.9	人 141	人 176	人 317	% 73.9	人 51	人 61	人 112	% 26.1
函館	120	47	60	107	89.2	91.4	40	48	88	82.2	7	12	19	17.8
小樽	60	20	33	53	88.3	89.5	19	28	47	88.7	1	5	6	11.3
空知	106	35	58	93	87.7	89.3	28	50	78	83.9	7	8	15	16.1
旭川	120	51	56	107	89.2	90.7	33	50	83	77.6	18	6	24	22.4
留萌	19	11	8	19	100.0	100.0	11	8	19	100.0	0	0	0	0.0
宗谷	13	6	7	13	100.0	100.0	2	5	7	53.8	4	2	6	46.2
網走	97	27	51	78	80.4	82.4	24	46	70	89.7	3	5	8	10.3
室蘭	44	18	21	39	88.6	84.1	16	19	35	89.7	2	2	4	10.3
苫小牧	40	14	23	37	92.5	89.7	12	17	29	78.4	2	6	8	21.6
日高	20	11	9	20	100.0	95.0	11	9	20	100.0	0	0	0	0.0
十勝	116	43	62	105	90.5	89.3	36	51	87	82.9	7	11	18	17.1
釧路	52	20	25	45	86.5	88.5	16	20	36	80.0	4	5	9	20.0
根室	15	4	6	10	66.7	68.8	2	4	6	60.0	2	2	4	40.0
合計	1372	499	656	1,155	84.2	84.9	391	531	922	79.8	108	125	233	20.2

平成6年分年計報告集計表（専 業 者）

業務 区分	業 務 区 分																		支 部 別 の 件 数 率	支 部 別 の 報 酬 率
	運 輸 ・ 交 通		建 設 ・ 土 木		風 俗 ・ 衛 生		民 事		農 地		経 理		勞 務		そ の 他		合 計			
	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額		
支部名	件 数	千円 報酬額	件 数	千円 報酬額	件 数	千円 報酬額	件 数	千円 報酬額	件 数	千円 報酬額	件 数	千円 報酬額	件 数	千円 報酬額	件 数	千円 報酬額	件 数	千円 報酬額	%	%
札幌	217,268	575,151	3,643	149,946	232	8,201	3,049	105,399	81	2,551	2,049	88,958	9,547	101,010	18,419	30,543	254,288	1,061,759	41.7	47.5
函館	1,250	15,433	908	29,832	2	4	359	9,094	231	9,596	97	1,706	3,787	76,514	261	4,585	6,895	146,764	1.1	6.6
小樽	151	2,225	406	19,126	8	500	168	6,073	51	2,408	848	17,594	222	29,883	88	878	1,942	78,687	0.3	3.5
空知	14,340	47,094	385	43,717			270	4,793	212	10,171	1,061	31,742	45	1,908	330	4,011	16,643	143,436	2.7	6.4
旭川	3,162	24,714	758	35,395			902	14,143	213	7,101	397	13,494	454	8,144	267	4,390	6,153	107,381	1.0	4.8
留萌	135	1,099	251	7,524	3	72	1,084	9,720	64	3,726	442	7,813	25	341	382	2,307	2,386	32,402	0.4	1.4
宗谷			3	74			22	87			13	382					38	543	0.0	0.0
網走	18,561	39,837	891	35,555	11	156	602	15,386	134	5,118	475	41,300	40	521	208	3,571	20,922	141,494	3.5	6.3
室蘭	10,792	25,101	457	13,495	4	123	276	4,453	31	667	19	1,325	55	476	34	349	11,668	45,939	1.9	2.1
苫小牧	1,817	8,315	1,146	29,863	3	431	88	1,299			29	3,033			12	690	3,095	43,631	0.5	2.0
日高	352	2,524	61	2,614			45	525	214	6,652	46	623			453	1,662	1,171	14,600	0.2	0.7
十勝	127,170	163,552	834	28,897	2	53	185	3,013	297	8,012	1,482	8,115	285	5,885	307	3,563	130,612	221,090	21.4	9.9
釧路	151,765	140,097	395	16,790	4	119	560	14,306	13	266	314	16,343	253	3,803	65	486	153,369	192,210	25.2	8.6
根室	83	682	29	1,564	1	7	86	599	15	366	2	9			15	333	231	3,560	0.1	0.2
計	548,846	1,045,874	10,217	414,392	270	9,666	7,696	188,890	1,556	56,634	7,274	232,237	14,713	228,485	20,341	57,368	609,413	2,233,546	100.0	100.0
業務別の率%	89.7	46.8	1.7	18.6	0.0	0.4	1.3	8.5	0.3	2.5	1.2	10.4	2.4	10.2	3.4	2.6	100.0	100.0		
前年の業務別の率%	89.3	48.4	1.4	18.8	0.0	0.5	1.0	8.2	0.2	2.4	0.7	9.5	1.5	9.2	5.9	3.0	100.0	100.0		

平成6年分年計報告集計表 (兼 業 者)

業務 区分 支部分名	業 務 区 分																		支 部 別 の 件 数 率	支 部 別 の 報 酬 率
	運 輸 ・ 交 通		建 設 ・ 土 木		風 俗 ・ 衛 生		民 事		農 地		経 理		勞 務		そ の 他		合 計			
	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	%
札幌	860	5,118	3,634	134,594	75	2,082	1,333	34,888	284	7,162	1,420	93,946	2,227	64,519	1,650	27,192	11,483	369,499	17.4	31.3
函館	3,316	8,401	348	13,979	4	198	224	5,469	202	5,277	204	7,686	149	4,759	119	898	4,566	46,667	6.9	4.0
小樽	32	398	661	45,208	2	61	131	3,283	94	3,566	1,291	27,547	77	2,612	60	1,321	2,348	83,996	3.5	7.1
空知	14,969	38,028	1,496	49,139			239	7,094	746	30,088	177	20,751	206	3,195	126	1,571	17,959	149,866	27.2	12.7
旭川	4,189	26,418	655	38,415	1	112	657	9,473	579	24,809	287	17,992	292	7,182	338	1,839	6,933	126,240	10.5	10.7
留萌	201	1,288	68	1,877			435	4,907	15	482	24	1,440	6	0	517	721	1,266	10,715	1.9	0.9
宗谷	3,662	12,344	413	16,199			4	19							8	86	4,087	28,648	6.2	2.4
網走	275	2,969	755	37,908	2	200	297	4,818	444	12,625	177	34,174	235	2,994	144	3,601	2,329	99,239	3.5	8.4
室蘭	859	3,955	337	12,231			124	2,808	33	533	68	1,041			4	133	1,425	20,696	2.2	1.8
苫小牧	13	118	635	27,934	4	23	95	2,965			196	8,715	3,805	35,618	67	1,655	4,815	77,028	7.3	6.5
日高	56	550	333	12,688			453	6,722	131	4,374	1	60	1	36	23	344	1,043	24,774	1.6	2.1
十勝	366	2,903	1,774	53,230	34	924	297	9,232	376	9,521	333	10,131	289	7,236	308	4,557	3,777	102,784	5.7	8.7
釧路	2,927	6,009	295	12,463	3	269	202	3,823	14	281	97	2,494	58	960	115	2,132	3,716	28,431	5.6	2.4
根室	8	64	279	9,045			32	284			24	1,556			10	77	353	11,026	0.5	1.0
計	31,733	108,563	11,733	469,910	130	3,869	4,523	95,828	2,918	98,718	4,299	227,533	7,285	129,111	3,489	46,127	66,110	1,179,659	100.0	100.0
業務別の率 %	48.0	9.2	17.8	39.8	0.2	0.3	6.8	8.1	4.4	8.4	6.5	19.3	11.0	11.0	5.3	3.9	100.0	100.0		
前年の業務別の率 %	41.8	8.6	19.2	39.4	0.3	0.3	7.7	8.5	4.8	7.5	7.4	21.3	14.8	12.2	4.0	2.2	100.0	100.0		

平成6年分年計報告集計表 (合 計)

業務 区分 支部名	業 務 区 分																支 部 別 の 件 数 率 %	支 部 別 の 報 酬 率 %		
	運 輸 ・ 交 通		建 設 ・ 土 木		風 俗 ・ 衛 生		民 事		農 地		経 理		勞 務		そ の 他				合 計	
	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額	件 数	報 酬 額			件 数	報 酬 額
札幌	218,123	580,269	7,277	284,540	307	10,263	4,382	140,285	365	9,713	3,469	182,904	11,774	165,529	20,069	57,735	265,771	1,431,258	39.4	41.9
函館	4,566	23,834	1,256	43,811	6	202	583	14,563	433	14,873	301	9,392	3,936	81,273	380	5,483	11,461	193,431	1.7	5.7
小樽	183	2,623	1,067	64,334	10	561	299	9,356	145	5,974	2,139	45,141	299	32,495	148	2,199	4,290	162,683	0.6	4.8
空知	29,309	85,122	1,881	92,856			509	11,887	958	40,259	1,238	52,493	251	5,103	456	5,582	34,602	293,302	5.1	8.6
旭川	7,351	51,132	1,413	73,810	1	112	1,559	23,616	792	31,910	684	31,486	686	15,326	605	6,229	13,091	233,621	1.9	6.8
留萌	336	2,387	319	9,401	3	72	1,519	14,627	79	4,208	466	9,053	31	341	899	3,028	3,652	43,117	0.5	1.3
宗谷	3,662	12,344	416	16,273			26	106			13	382			8	86	4,125	29,191	0.6	0.9
網走	18,836	42,856	1,646	73,463	13	356	899	20,204	578	17,743	652	75,474	275	3,515	352	7,172	23,251	240,783	3.5	7.1
室蘭	11,651	29,056	794	25,726	4	123	400	7,256	64	1,200	87	2,366	55	476	38	482	13,093	66,685	1.9	1.9
苫小牧	1,830	8,433	1,781	57,797	7	454	183	4,264			225	11,748	3,805	35,618	79	2,345	7,910	120,659	1.2	3.5
日高	408	3,074	444	15,302			498	7,247	345	11,026	47	683	1	36	476	2,006	2,219	39,374	0.3	1.1
十勝	127,536	166,455	2,658	87,127	36	977	482	12,295	673	17,533	1,315	18,246	574	13,121	615	8,120	134,389	323,874	19.9	9.5
釧路	154,692	146,106	690	29,253	12	388	762	18,129	27	547	411	18,837	311	4,763	180	2,618	157,085	220,641	23.3	6.5
根室	91	746	308	10,609	1	7	118	833	15	366	26	1,565			25	410	584	14,586	0.1	0.4
計	578,579	1,154,437	21,950	884,302	400	13,535	12,219	284,718	4,474	155,352	11,573	459,770	21,998	357,596	24,330	103,485	675,523	3,413,205	100.0	100.0
業務別の率%	85.6	33.8	3.2	25.9	0.1	0.4	1.8	8.3	0.7	4.6	1.7	13.5	3.3	10.5	3.6	3.0	100.0	100.0		
前年の業務別の率%	85.4	33.7	2.9	26.4	0.1	0.5	1.5	8.3	0.6	4.3	1.2	13.8	2.6	10.3	5.7	2.7	100.0	100.0		

車庫証明業務調

区分	6年			5年			4年			比較(6年-5年)			1件あたりの報酬額		
	取扱 人数	件数	報酬額	取扱 人数	件数	報酬額	取扱 人数	件数	報酬額	取扱 人数	件数	報酬額	6年	5年	4年
札幌	人 34	件 21,271	円 115,278,859	人 34	件 25,682	円 117,049,205	人 45	件 27,346	円 127,126,014	人 0	件 △4,411	円 △1,770,346	円 5,420	円 ※4,558	円 ※4,649
函館	18	4,170	12,396,070	18	20,276	19,058,943	19	26,154	26,276,492	0	△16,106	△6,662,873	2,973	※940	※1,005
小樽	8	149	1,154,240	9	204	1,549,600	9	246	1,629,185	△1	△55	△395,360	7,747	7,596	6,623
空知	14	4,007	20,413,142	14	3,514	18,029,967	15	4,052	20,572,920	0	493	2,383,175	※5,094	5,131	5,077
旭川	22	6,031	36,521,220	25	6,847	40,103,632	23	6,209	35,812,240	△3	△816	△3,582,412	6,056	5,857	5,768
留萌	8	334	2,327,610	7	191	1,407,768	8	212	1,517,400	1	143	919,842	※6,969	7,371	7,158
宗谷	2	3,648	12,255,600	3	3,474	12,202,240	4	4,115	13,042,240	△1	174	53,360	※3,360	3,512	3,169
網走	24	2,820	16,952,550	24	2,849	13,464,966	21	2,383	9,259,457	0	△29	3,487,584	6,012	4,726	3,886
室蘭	7	2,633	18,956,966	7	1,683	15,434,285	9	2,563	21,474,302	0	950	3,522,681	※7,200	9,171	8,379
苫小牧	6	1,163	7,905,615	6	1,268	7,680,800	5	914	5,926,510	0	△105	224,815	6,798	※6,057	6,484
日高	8	346	2,187,161	7	244	1,576,440	5	99	791,810	1	102	610,721	※6,321	※6,461	7,998
十勝	23	30,647	34,495,580	24	25,638	32,945,746	21	34,400	34,258,472	△1	5,009	1,549,834	※1,126	1,285	※996
釧路	13	6,338	14,583,340	16	6,519	19,004,874	16	6,456	18,347,000	△3	△181	△4,421,534	※2,301	2,915	2,842
根室	3	86	697,460	5	85	667,400	4	79	564,750	△2	1	30,060	8,110	7,852	※7,149
合計	190	83,643	296,125,413	199	98,474	300,175,866	204	115,228	316,598,792	△9	△14,831	△4,050,453	3,540	3,048	※2,748

(※前年対比減)

幹旋物価格表 (会員専用)

北海道行政書士会

平成8年3月1日現在

申込みについてお願い

申込と同時に代金(送料は着払いで扱います。)は、下記へ払込下さい。
銀行へ払込みすると即日通知が入りますので、その日に現物を送れるもの
と思います。なにとぞ経理の都合上代金前払に御協力をお願い致します。

振込先 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普 0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替講座 02730-0-8224

1. 規程上備えなければならないもの

品名	内容	価格
事件簿	1冊50枚綴	500円
領収証(高級)	1冊(本会紋章模様刷り込み上質紙2枚複写50組綴)	400円
領収証(並)	1冊(領収証2枚複写50組綴)	300円
領収証(請求)	1冊(領収証、請求証、控3枚複写50組綴)	400円
請求書	1冊(2枚複写50組綴)	300円
職印	つげ材18ミリ角(6分角)	11,000円

2. 本会で企画推薦しているもの

品名	内容	価格
行政書士徽章	金張仕上げ、ネジ式及びタイタック式、直径16mm	4000円
補助者章	銀色12mm、タイタック型	600円
名刺	プレス入り(100枚)	1,550円
戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書	1冊(2枚複写50組綴) (日本行政書士会連合会統一用紙)	500円
委任状(一般)	1冊50枚綴	300円
内容証明書	1冊30枚綴	300円
会員事務所看板Aタイプ	パグラス材(骨白色)、黒文字(横50cm×縦35cm)	6,200円
会員事務所看板Bタイプ	アルミ地、黒文字不銹製豪華仕上げ、ガラス張り、角G書体 主板サイズ400mm×500mm 額縁サイズ422mm×522mm	17,500円
表札	高級緑青銅板仕様、角G書体(横12cm×縦56cm)	6,200円

3. 業務資料

品名	内容	価格
建設業許可申請の手引き	新規・更新・変更届 監修/北海道土木部管理課	1,900円
建設業者(法人)(個人)の決算報告書作成の手引	監修/北海道土木部管理課	1,400円
行政書士業務案内(チラシ)	100枚につき	2,200円

4. 建設業法関係、申請、届出、用紙

品名	内容	価格
建設業許可申請書	3枚1組	1,200円
建設業許可申請入力票	3枚1組	200円
専任技術者一覧入力票	3枚1組	200円
主任技術者一覧入力票	3枚1組	200円
決算報告書(3枚)	3枚組	480円
決算報告書(2枚)	2枚組	420円
財務諸表(法人)	1部	250円
財務諸表(個人)	1部	200円
決算報告入力票	3枚1組	200円
変更届出書 22号-2	1枚	40円
工事経歴書 2号	1枚	20円
直前三年の各営業年度における工事施工金額 3号	1枚	20円
使用人数 4号	1枚	20円
誓約書 6号	1枚	20円
経営管理責任証明書 7号	1枚	40円
実務経歴証明書 9号	1枚	20円
専任技術者証明書(変更、追加) 8号(2)	1枚	40円
専任技術者の略歴書 10-2	1枚	20円
許可申請者の略歴書 12号	1枚	20円
株主調書 14号	1枚	20円
別表	1枚	40円

＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
7. 12. 19	会報（第212号）校正会議	15：00～17：20	本会会議室
8. 1. 10	行政書士登録調査委員会	13：00～15：00	同 上
8. 1. 12	第2回正副会長会	13：30～19：30	同 上
8. 1. 19	部長会議	13：30～17：30	同 上
8. 1. 20	会則等改正検討会議	10：00～16：30	フジヤサントスホテル
8. 2. 1	会報編集会議	15：00～17：00	本会会議室
8. 2. 9	行政書士登録調査委員会	13：30～17：00	同 上
8. 2. 14	第3回車庫証明対策委員会	16：00～18：45	同 上
”	第3回理事会	10：00～16：00	エルム会館
8. 2. 15	第3回支部長会議	10：00～18：20	北農健保会館
8. 3. 6	第2回経理部会	13：00～17：00	堀口事務所（帯広）
8. 3. 6	第2回総務部会	13：30～17：00	本会会議室
8. 3. 7	会報（第213号）編集会議	15：00～17：00	同 上
8. 3. 13	第3回正副会長会	13：30～17：00	本会会議室
8. 3. 15	行政書士登録調査委員会	13：30～17：00	同 上
8. 3. 18	会報（第213号）校正会議	15：00～17：00	同 上
8. 3. 21 22	決算予備監査（監査講評）	9：00～17：00 9：00～17：00	同 上
8. 3. 22	第4回常任理事会	10：30～15：00	札幌ルーテルセンタービル
8. 3. 29	第4回理事会	13：30～17：00	北農健保会館

＝ 支部のうごき ＝

……支部研修会開催状況……

注：（ ）は通知人員

支部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講者数	研修種別
札幌	8. 1. 20	札幌市中央区民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・PL法について－製造物責任法とは－ ・在留手続きの基礎について 	本会理事 滝沢 俊行 札幌支部業務部長 所村 武彦	(590) 34	一般
	8. 3. 8	晴ればれビル	<ul style="list-style-type: none"> ・会社における増資と組織変更について 	本会総務部長 板垣 俊夫	(591) 43	一般
函館	8. 2. 16	函館パークホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険制度の概要について ・高年齢雇用継続給付制度について ・育児休業給付制度について 	函館公共職業安定所 雇用継続給付係長 今井 俊哉	(126) 17	一般
小樽	7. 11. 18	小 倉 家	<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査申請について 	小樽支部理事 中尾 道信	(61) 19	一般
旭川	8. 1. 26	旭川勤労者福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬許可申請について 	旭川保健所公害係 係長 佐藤 文紀 技 師 菱沼 貴志	(127) 16	一般
	8. 2. 2	白金温泉ホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・行政書士の未来像について 	本会企画部長 酒井 正	(127) 13	一般

支部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講者数	研修種別
宗 谷	8. 2. 9	ホ テ ル 奥 田 屋	・中小企業融資制度の概要について ・道の融資制度について ・管内の経済概要と展望について	宗谷支庁商工振興係長 湯田 邦晴	(14) 8	一 般
	8. 2. 29	ホ テ ル 宗 谷	・総括的留意事項について ・行政書士基準報酬額表について ・関連業務の報酬及び日当について ・交付書類の事務所渡し報酬額について	宗谷支部長 川村 大陸	(14) 7	一 般
網 走	(道東4支部合同研修会)		・建設業の決算について ・最低資本の増資実務について ・北方領土問題について	本会業務研修部長 佐藤 隆一 本会理事 坂下 尊 千島歯舞居住者連盟 中標津支部長 萬屋 努	(103) 8	一 般
	7. 10. 28	トーヨーグランドホテル				
	7. 12. 7	北見ロイヤルホテル	・農業法人設立について ・農業法人運営について	北海道農業会議農政部長 広畑 雄三	(97) 20	一 般
	7. 12. 21	北見ロイヤルホテル	・自動車登録新システムの実務の概要について ・申請書(OCRシート)の記載要領について	北見陸運支局登録課 登 録 官 中尾 和子 登 録 官 石井 伸弥	(97) 15	一 般
	8. 3. 18	北見ロイヤルホテル	・申請目的にかなった添付書類について	網走支部長 須藤 正美	(97) 15	一 般
室 蘭	7. 11. 25	室蘭中小企業センター	・建設業決算の実務について	室蘭支部会員 三戸部正朝	(48) 12	一 般
	8. 1. 20	トーヤ温泉ホテル	・規制緩和とビジネスチャンスについて	室蘭支部副支部長 畠山 修	(48) 14	一 般
十 勝	(道東4支部合同研修会)		・建設業の決算について ・最低資本の増資実務について ・北方領土問題について	本会業務研修部長 佐藤 隆一 本会理事 坂下 尊 千島歯舞居住者連盟 中標津支部長 萬屋 努	(115) 6	一 般
	7. 10. 28	トーヨーグランドホテル				
	7. 12. 18	帯 広 陸 運 支 局	・自動車登録システム更改について	陸運支局登録官 佐藤	(116) 18	一 般
釧 路	(道東4支部合同研修会)		・建設業の決算について ・最低資本の増資実務について ・北方領土問題について	本会業務研修部長 佐藤 隆一 本会理事 坂下 尊 千島歯舞居住者連盟 中標津支部長 萬屋 努	(56) 9	一 般
	7. 10. 28	トーヨーグランドホテル				
	8. 2. 20	厚生年金福祉会館	・経営事項審査制度の改正に伴う留意事項について	釧路支庁建設指導課土木係 係 長 神田 文洋 主 事 山形 至	(56) 18	一 般
根 室	(道東4支部合同研修会)		・建設業の決算について ・最低資本の増資実務について ・北方領土問題について	本会業務研修部長 佐藤 隆一 本会理事 坂下 尊 千島歯舞居住者連盟 中標津支部長 萬屋 努	(16) 8	一 般
	7. 10. 28	トーヨーグランドホテル				
	7. 12. 9	川 畑 旅 館	・社会保険の基礎について	根室支部長 船屋 浩輔	(16) 5	一 般
	8. 2. 3	トーヨーグランドホテル	・社会保険の基礎(Ⅱ)について	根室支部長 船屋 浩輔	(14) 8	一 般

表紙のことば

春の花「チューリップ」

今では北陸地方を代表する花となっているが、関西以北各地で見られる春に咲くユリ科の花の代表格である。富山、新潟県の県花となっている。アジア原産で、原種は赤のふちどりがある白花だが、園芸品種は花の形も色も豊富。北海道では湧別地方が盛ん。

花言葉は『博愛』、名声と気品がある。

編集後記



◆春の風は、傷ついた心をいやしてくれる。えっ？呼んだのは誰？ きっとあなたも淋しいのね？ ねえ、どこかへ連れていって、誰も知らない、見知らぬ国へ。そこにはきっと、そう、きっと夢や愛や希望がいっぱいあるはず。だから……。逃避と言われるかもしれないけど、でもきっと、あなたの回りにもいるはずよ、私みたいな人が。ただ、それを人に知られたくないから……。そして、どうしようもないことだと知っているから……。あなたに会いたい……。

◆春は、俺を正直にしてくれる。今まで言えなかったことがある。このままでは一生言えないから、今言おう。もっと早く言えば良かったって？ だけど、分かっていたらう？ えっ？ 言わないと分かんないって？ じゃあ、言うから、ちょっと後ろを向いてくれ。ずうっとおまえが好きだった、今日も、そして……。

◆国会、何やってるんだぁー！ 税金払うの俺たちだぞーッ。分かってんのかぁー！ あ～あ、馬耳東風ってこんなことを言うんだろうな。初めてその意味がわかったよ。馬だってちゃんと騎手の言うことを聞くのに、あなたがたの騎手は誰ですか？

◆ワ～い。パソコン買っちゃった。今、行政書士会のパソコン王を目指しています。そういえば、以前パソコンについて記事を書いていた人がいたけど、彼もいずれ私の足元にひざまづくことになるだろう。ワッハッハーッ。さてと、なになに、アイコンをクリップ？ アイロンなら知ってるけど、う～ん。SOS！ 君、助けてよ！

— 平成のつくしん坊 —

総会日程について お知らせ

平成8年度 定時総会
と き 平成8年5月24日(金)
午前10時
ところ ホテル アカシヤ
電話 011(521)5211
札幌市中央区南12条西1丁目西向

ごせい去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
網走	2,689	浅井 實	7.12.21
小樽	1,810	斉藤 幸市	7.12.28
空知	615	大沼 秀雄	8.1.7
函館	2,556	上野 博	8.1.12
札幌	599	作田 肇	8.2.16

'96.3. 第213号 平成8年3月25日発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 酒井 正
編集委員 河上 隆
編集委員 成田 義 晃
編集委員 芳賀 啓 寿
発行所 北海道行政書士会
印刷所 (有)酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX (011)281-4138
郵便番号 060
北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座 02730-0-8224番